

## 令和2年度 実施方針の策定の見通しの公表について

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年7月30日法律第117号）第15条及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行規則（平成23年内閣府令第65号）第2条により公表する令和2年度に策定する見通しの実施方針に関する事項は次のとおりです。

令和2年4月30日

美里町長 相澤 清一

- |               |  |
|---------------|--|
| 1 特定事業の名称     | 美里町新中学校整備等事業（仮称）                         |
| 2 特定事業の期間     | 設計・建設 3年間<br>維持管理 15年間                   |
| 3 特定事業の概要     | 美里町立中学校の設計・建設、維持管理業務等                    |
| 4 対象施設等の立地    | 宮城県遠田郡美里町字新峯山地内（予定）                      |
| 5 実施方針を策定する時期 | 令和2年5月（予定）                               |
| 6 担当者         | 美里町教育委員会教育総務課<br>佐藤 功太郎（電話：0229-58-0500） |

現在、新型コロナウイルス感染症の拡大により緊急事態宣言が出されている状況であり、今後、変更となる可能性があります。